

(資料提供)				
令和7年11月19日				
課名	食品生活衛生課	健康づくり推進課	農業技術課	消費生活課
担当者	湯藤	武内	森島	岡田
電話 (内線)	082-513-3106 (3102)	082-513-3076 (3120)	082-513-3586 (3584)	082-513-2732 (2729)

「広島県食品表示適正化推進月間」の実施について

1 趣旨

多種多様な食品が流通する12月を「広島県食品表示適正化推進月間」として位置付け、食品表示関係法令を所管する県内の関係機関が連携し、食品関係事業者に対する一斉点検を実施するとともに、県民への意識啓発等を行い、食品表示の適正化を推進する。

【食品表示に関する主な法律】

法律の名称	表示等の目的
食品表示法	飲食に起因する衛生上の危害発生の防止 原材料や原産地など品質に関する表示の適正化 消費者の商品選択に資するための情報提供 健康の増進のための商品選択に資するための情報提供
健康増進法	健康の保持増進効果に関する虚偽誇大広告等の禁止
米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）	米穀等の適正かつ円滑な流通の確保 米穀等の産地情報の伝達
不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）	一般消費者の利益の保護 消費者を惑わす誇大な広告や不当な表示等の禁止

2 実施機関

(1) 主催

広島県、広島市、呉市、福山市
農林水産省中国四国農政局

(2) 共催

一般社団法人広島県食品衛生協会、一般社団法人広島市食品衛生協会
広島県消費者団体連絡協議会

3 実施期間

令和7年12月1日（月）から12月31日（水）まで

4 実施事業

(1) 食品表示の一斉点検等

令和7年12月1日（月）から3日（水）に食品表示法等の食品表示に関する法令を所管する行政機関が連携し、スーパー等量販店に対し、食品表示の一斉点検を実施する（参考資料のとおり）。

また、期間中、スーパー等の量販店及び食品製造施設に対し、食品表示について集中的に監視指導を実施する。

(2) 適正表示の啓発

ア 食品関係事業者の自主管理の推進

イ 啓発資料（チラシ「おさえておきたい！食品の表示」）の配布

ウ ホームページへの掲載

（ア）食品表示に関する資料

（イ）広島県食品表示適正化推進月間に関する事業の実施計画及び実施結果

エ 各種広報媒体による啓発

(3) 食品関係団体による食品表示の自主点検

(4) 消費者団体（食品表示ウォッチャー）による表示の点検

食品表示の一斉点検

1 目的

食品表示法等の食品表示関係法令を所管する行政機関が連携し、スーパー等の量販店に対し、食品表示の一斉点検を実施する。

2 実施日

令和7年12月1日（月）、2日（火）、3日（水）

3 立入予定施設数

県内のスーパー等量販店 52 施設（広島市、呉市、福山市を含む。）

4 実施機関

(1) 食品表示法及び健康増進法関係

県保健所・支所（7機関）

西部保健所、西部保健所広島支所、西部保健所呉支所、
西部東保健所、東部保健所、東部保健所福山支所、北部保健所

広島市保健所

呉市保健所

福山市保健所

(2) 食品表示法及び米トレーサビリティ法関係

県農業技術課

食品表示法（品質事項）権限移譲市町

農林水産省中国四国農政局

5 その他

取材対応可能施設（県関係分）

日時	立入施設	立入機関
12月1日（月） 10時00分から	ハローズ 府中店 （府中市元町 608-1）	県東部保健所福山支所 県農業技術課 府中市 農林水産省中国四国農政局

※ 取材については、食品生活衛生課（内線 3106）へ事前に申込みをお願いします。